

# 茨木市職員の退職管理制度（概要）

## ■退職管理制度の導入

地方公務員法（以下「法」という。）の改正及び茨木市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）の制定に伴い、**元職員による現職職員への働きかけの禁止**などを主な内容とする退職管理制度が、平成28年4月から施行されました。元職員は離職後であっても、現職職員に対し一定の影響力を有していると考えられ、再就職先である営利企業等のために現職職員に働きかけを行うと、公務の公正性及びこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるためです。

## 1 働きかけ規制の対象者

### ■本市を退職(※1)し、営利企業等(※2)に再就職された方（＝再就職者）

※1 本市を退職

- ・ 常勤の一般職（臨時職員は除く）で、本市を退職された方 ※ 任期付職員も対象
- ・ 再任用職員として任用された場合は、再任用職員を退職された方（再任用の間は対象外）

※2 営利企業等

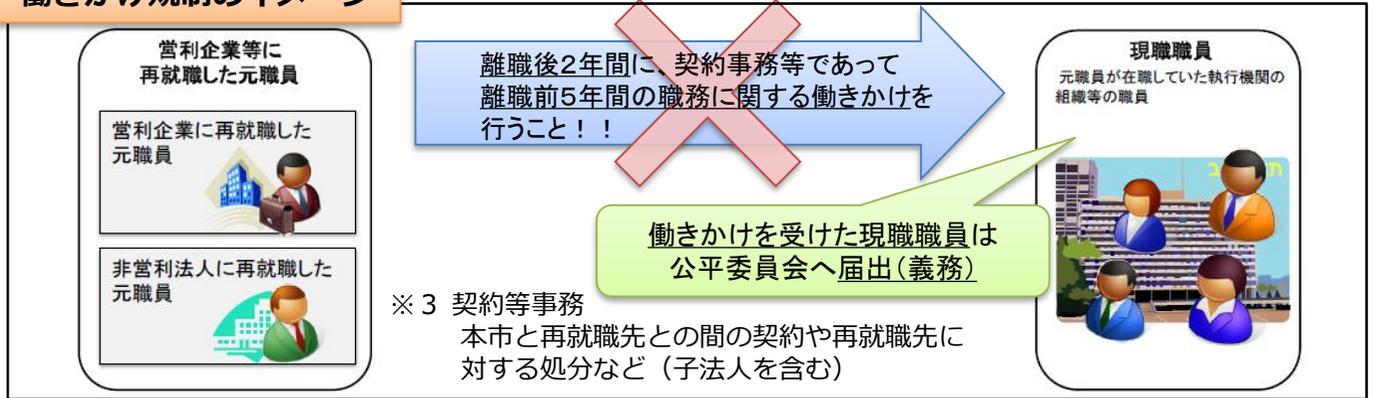
- ・ 営利企業（個人経営を含む）
- ・ 非営利法人・団体（国・国際機関・地方公共団体・特定独立行政法人を除く）

## 2 働きかけ規制の内容・期間

### ■再就職者による働きかけ規制（法第38条の2関係）

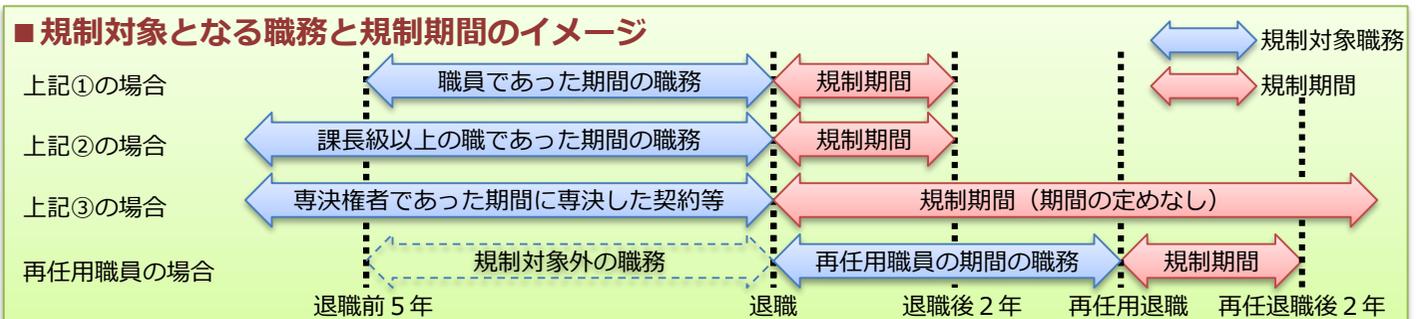
再就職者は、**離職後2年間**、再就職先と本市との**契約等事務(※3)**において、**離職前5年間**の職務上の行為をする(しない)よう、**現職職員へ要求・依頼すること（＝働きかけ）**が禁止されます。また、再就職者から**働きかけを受けた現職職員**は、**公平委員会に届け出る義務**があります。

#### 働きかけ規制のイメージ



	規制の主体	禁止される働きかけの内容	規制期間
①	すべての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ 《法第38条の2第1項》	離職後2年間
②	離職の5年より前に課長級以上の経験がある再就職者	①に加え、5年より前に当該職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《法第38条の2第4項・第8項》	離職後2年間
③	専決権者（課長・部長）の経験がある再就職者	在職中に自らが決定（専決）した契約・処分に関する現職職員への働きかけ《法第38条の2第5項》	期間の定めなし

### ■規制対象となる職務と規制期間のイメージ



## ■働きかけの具体例

### ✕働きかけにあたる場合

- ・再就職先の契約を有利にするよう要求・依頼（自社製品の売込み、仕様変更の要求など）
- ・公にはなっていない情報の提供の要求・依頼（公募補助等で詳細な審査基準の要求など）
- ・再就職先の処分を甘くするように要求・依頼（指名停止処分の見逃しを要求など）
- ・再就職先の許認可を認めるように要求・依頼（基準を満たしていないのに許可を要求など）

### ○一般的には働きかけにあたらぬ場合

- ・名刺の配布
- ・年末年始、着任や退任にあたってのあいさつ
- ・契約、入札、許認可などに関する一般的な問い合わせ、事務手続き

## ■働きかけ規制が適用されない場合（適用除外・法第38条の2第6項）

1. 本市からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、又は本市の事務・事業と密接な関連を有する業務を行うために必要な場合
2. 法令、本市との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
3. 法令に基づく申請・届出を行う場合
4. 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
5. 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
6. 公務の公正性の確保に支障が生じない場合（水道水供給に関する契約など裁量の余地が少ない職務）として任命権者の承認を受けた場合

## ■働きかけ規制に違反した者には、違反内容に応じて罰則が適用されます。

- ・再就職者が現職職員に対して働きかけをした場合  
→ 10万円以下の過料（法第64条）
- ・再就職者が現職職員に対して**不正な行為をするように**働きかけた場合  
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第60条第4～7号）

## 3 再就職情報の届出

### ■再就職情報の届出義務（法第38条の6第2項、条例第3条関係）

退職管理制度の適正化を図るため、**在職中に課長級以上の職を経験した再就職者**には、**離職後2年間、再就職情報の届出**が義務付けられています。

以下に該当する場合は、「**元職員再就職届出書**」を再就職後1か月以内に、総務部人事課へ提出（※4）してください。なお、届出後に内容の変更があった場合も同様に届け出てください。

<届出対象者>

- ・営利企業に再就職された方（自営業を含む）
- ・有給で、営利企業以外の法人・団体の地位に就いた方

<届出が不要な方>

- ・再任用職員として任用された方（再任用退職後、届出対象者に該当する方はその時点で届出）
- ・無報酬で、営利企業以外の法人・団体の地位に就いた方
- ・日雇いの場合

※4 人事課で取りまとめて、退職時の任命権者に送付します。

<問い合わせ先・届出先>

茨木市 総務部 人事課 給与厚生係

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-620-1601（直通） メール：jinji@city.ibaraki.lg.jp